

平成 16 年 3 月 24 日制定（国空乗第 469 号）
平成 19 年 3 月 5 日一部改正（国空乗第 559 号）
平成 23 年 6 月 29 日一部改正（国空乗第 128 号）

国土交通省航空局安全部運航安全課長

指定航空身体検査医等の立入検査実施基準

1. 目的

航空身体検査の適正な実施を確保するため、航空法第 134 条の規定に基づき実施する、指定航空身体検査医及び当該指定航空身体検査医の所属する航空身体検査指定機関（以下「指定医等」という。）への立入検査の実施基準を次のとおり定める。

2. 検査の区分及び実施基準

検査は、定期検査及び随時検査とする。

（1）定期検査

定期検査は、適正な航空身体検査証明の実施体制を確保するため、定期的に行う。検査の頻度は、当分の間、航空身体検査証明を受ける操縦士が従事する航空業務の公益性を考慮して、以下のとおりとする。

- ①航空身体検査マニュアル II-4-5 に基づく特別判定指示の適用を受けた航空機乗組員が受検している指定医等にあっては、原則として 1 年に 1 回
- ②特定本邦航空運送事業者に所属する航空従事者が受検している指定医等（本邦外に所在するものを除く。）にあっては、概ね 3 年毎に 1 回
- ③その他国内定期航空運送事業者に所属する航空従事者が受検している指定医等にあっては、概ね 6 年毎に 1 回
- ④その他の指定医等にあっては、随時

（2）随時検査

随時検査は、航空法施行規則第 62 条第 2 項各号又は同規則第 62 条の 3 第 2 項各号の規定に該当するおそれがあると認められる場合、その他運航安全課長が必要と認める場合に行う。

附則（平成 16 年 3 月 24 日）

本基準は、平成 16 年 3 月 24 日から適用する。

附則（平成 19 年 3 月 5 日）

本基準は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年 6 月 29 日）

本基準は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。